

2024年11月吉日

公益財団法人公益推進協会

目的

障がい者支援施設は、身体や精神に障害を抱えながらも、社会の一員であることを自覚できる大切な場所です。そうした場所において、利用者同士の交流を促進し、近隣住民の理解を深めることは、作業意欲の向上や日常生活の中で生きがいを感じられることにつながるのではないのでしょうか。そのような環境作りを目的とし、助成金によるサポートを行います。

助成額

- ① 福利厚生事業 1団体あたり 30万円以内 ② 環境整備事業 1団体あたり 30万円以内

助成件数

①と②合わせて **5件程度**

募集期間

2024年11月18日～2024年12月6日（※Googleフォームにて受付17:00締切）

締切当日や前日の質問には対応できない場合も想定されます。余裕をもって手続きをしてください。

助成対象

(1) 助成対象団体

京都府内に所在する障がい者福祉施設等で、以下の要件をすべて満たしている法人とします。

- 上記の目的を達成しようとする、社会福祉法人・NPO法人・一般社団法人・一般財団法人であること
- ①福利厚生事業** …申請時点で法人設立から 1年以上経過している団体
 - 母体と同じグループの場合は一つの事業所に絞って応募してください。
 - 複数の事業所で合同開催する場合は、助成金の受給と事業経費の支払いを行う事業所が応募してください。
- ②環境整備事業** …申請時点で法人設立から 5年以上経過しており、応募事業総額のうち、3万円以上の自己負担が可能な団体

(2) 助成対象事業

上記目的を達成しようとする次のいずれかに当てはまる事業とします。

但し、当財団以外から 重複して補助金や助成金を受給していない、または受給を予定していない事業を対象とします。

福利厚生事業

A) 施設利用者が普段体験することのできない機会を施設内外において提供する企画

→施設利用者の福利厚生を意識したイベントなど（家族参加などの場合も可）

グループに分けて同日実施、または分散して実施することも可能。

例) お花見会・日帰り旅行・一泊旅行など

B) 施設内外における全体の相互理解を深め、親睦を図るための企画

→施設利用者の家族や地域住民など、より広い交流を意識したイベントなど

例) 新年会・季節のお祭りなど

C) その他（実施することで特に有益な成果を見込めるような施設内外における企画）

【注意事項】

- 申請する事業種類は一つに統一してください。但し、同一事業の複数回実施は可能です。
例) ・日帰り旅行を2班に分けて別日に実施→可 ・お祭り企画と日帰り旅行の二種類の応募→不可
- 旅行や会食を伴う事業において、欠席等の人数減少により生じた余剰分は助成金返金対象となります。余剰分を予定外の支出にあてることはできません。各支出の増額調整や、欠席者へのお土産購入等には使用できません。但し、欠席者のキャンセル料が発生した場合の支払いは認めます。
- 備品の購入総額は20万円以上になる場合や、常勤スタッフの人件費等の経常的経費は対象となりません。
- 下記の事例については助成金の使途として認められません。
 - ・ビンゴ大会の景品として商品券や換金性の高いチケットなどを購入すること
 - ・旅行中の参加者各自のお小遣い費用として現金を配布すること

環境整備事業

施設の工事費や什器備品の購入等

・設置費用や付属品の購入費用等については付随費用として含めることは可能。

・什器備品の他、機材や車両運搬具の購入費用の申請も可能。

例) トイレ設備の更新、雨漏りの修繕、壁面収納棚の設置、ICTを活用した業務改善、

エアコンの買い替え、工業用ミシンの購入、車両の購入、倉庫の購入等。

【注意事項】

- 相見積もりは申請前に済ませた上で、発注予定先の見積書を提出してください。
- 見積書の記載総額と応募事業総額は同額となるように申請してください。
- 複数の見積書の記載総額を合算し、応募事業総額とする申請はできません。
- 見積書の申請額に変更が生じる場合には、事前の事業変更申請が必要です。但し、事業所都合による変更申請は原則認められません。
- 環境整備事業に申請する団体は、応募事業総額のうち、3万円以上の自己負担を行うこと。
例) ・応募事業総額25万円（自己負担3万円、助成要望額22万円）
・応募事業総額33万円（自己負担3万円、助成要望額30万円）
・応募事業総額40万円（自己負担10万円、助成要望額30万円）

(3) 助成対象期間

単年度（2025年1月1日から2025年12月31日までの間）に行われる事業が対象

審査基準

- (1) 中長期視点にたってその事業がもたらす効果を意識したものであるか。
- (2) 当助成がなければ（予算的に）成しえない有益な事業であるか。
- (3) 助成事業の計画が施設内で十分に検討された内容であるか。

応募方法

応募はGoogleフォームにて受付します。（利用にはGoogleアカウントの取得が必要となります。）

下記の書類を事前に準備の上、応募フォームに添付しご応募ください。

所定の条件を満たした団体は、福利厚生事業と環境整備事業の併願は可能です。但し、応募フォームが異なりますので双方の手続きが必要です。応募書類に不備不足がある場合には選考の対象となりませんのでご注意ください。また申請後の差し替え・修正等は原則応じられません。ネット環境の不具合等により受付時間内に応募ができない場合でも締切後は受付不可となります。あらかじめ余裕をもって手続きをお願いします。

- ① 申請補助資料（事前にダウンロードの上ご記入ください）^{注1}
- ② 申請金額の根拠となる見積書^{注2}
- ③ 定款
- ④ 直前事業年度の当該施設の拠点区分事業活動計算書^{注3}
- ⑤ 直前事業年度の法人全体の貸借対照表
- ⑥ 企画書、活動状況のわかる資料（チラシ、画像資料など）【⑥の提出は任意です】

注3 ■社会福祉法人で事業所が1か所の場合
→その法人の活動計算書を提出
■NPO 法人の場合→活動計算書を提出
■一般社団法人または一般財団法人の場合
→損益計算書または正味財産増減計算書を提出

注1当財団ホームページ（<https://kosuikyo.com/>）よりダウンロードしてください。

下記の応募フォームより受付します。

- ① **福利厚生事業**（<https://forms.gle/gMGkbfGucWdXbTWj8>）
- ② **環境整備事業**（<https://forms.gle/xwBwF26rGcXPVePG6>）

注2見積書の取扱いについて

福利厚生事業

見積書は基本的に委託先の会社が発行したものとしますが、行事開催等で自団体が物品購入を行う場合は、金額等が記載されたホームページの画面を印刷したもので代用可能とします。

【見積書が必須となる支出】

- ①単価が5万円以上となる物品の購入や役務の提供
- ②旅行手配や予約を伴う飲食の提供を専門業者に委託する場合
- ③日帰り・宿泊などの旅費交通費（公共交通機関を利用する場合は、積算根拠を示した書面を作成し、提出してください。）

備品購入や機材整備の他、役務であっても事業執行過程で業者等から徴取したものがある場合には必ず添付してください。

環境整備事業

見積書は、助成決定額の根拠となる書類です。当事業に応募の際には必ず添付してください。

- ①見積書は、発注予定の1社1通のみ提出が可能です。（複数の見積書を合算しないでください。）
・見積書の発行元と領収書の発行元は同一会社であること。

②見積書の発行元は申請団体と関連がない法人であること。

- ・同じグループ会社（関係会社）や、施設の役員や従業員の家族が経営している会社は不可。

□選考方法及び通知

当財団の選考委員会において厳正に書類選考し、常任理事会で助成候補を決定し、提出された申請内容と申請額を勘案し助成額を決定します。結果は12月下旬を目処に申請者に対し、採否を文書又はメールで通知します。

※不採択理由は開示いたしません。

□助成金の給付

助成決定者には、2025年1月に指定先口座（助成申請時に登録）に振り込みます。

□助成決定者の義務

- ・当助成金で実施する事業に関する広報物（チラシ・パンフレット・ホームページ等）に、「公益財団法人公益推進協会 東邦電気産業基金による助成事業」であることを必ず明記してください。
- ・助成金を受給した場合は、申請の予定通り事業を遂行して下さい。
- ・受給した助成金は、善良なる管理者の注意をもって管理し、申請した助成対象事業以外への利用はしないでください。
- ・助成対象事業の完了後、1ヶ月以内に下記書類を Google フォームにて提出してください。
 - ① 助成事業報告書（指定書式）
 - ② 助成事業収支報告書（指定書式）※支払先や支払金額が明記された領収証やレシートの写しを必ず添付
- ・適正な助成金交付事業執行のため、当財団から状況報告を求め、帳簿書類等の調査を行う場合があります。

■やむを得ず以下の事情が生じた場合は、必ず当財団の事前承認を得てください。

- ・助成対象事業の内容を変更するとき
- ・助成対象事業を中止する場合や重複しての受給となることが判明したとき
- ・助成実施期間の延長を希望する場合

□助成金の交付決定の取り消し及び返還

公序良俗に反する行為や善良なる管理者の注意義務を怠った事実が判明したとき、又は上記義務に違反した場合は、助成金の交付の決定を取り消し、すでに交付した助成金があるときはその一部もしくは全部の返還をしていただきます。

- (1) 助成対象事業が完了しなかったとき
- (2) 助成金を他の用途に利用したとき
- (3) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- (4) 公序良俗に反する行為や善良なる管理者の注意義務を怠った事実が判明したとき
- (5) 決定後に生じた事情により助成対象事業を継続する必要がなくなったとき
- (6) 応募要項及び当財団が依頼した内容や条件に違反もしくは従わなかったとき

助成に対する問い合わせ先

〒105-0004 東京都港区新橋6-7-9 新橋アイランドビル2階

公益財団法人公益推進協会 東邦電気産業基金 担当

E-mail : info@kosuikyo.com

(件名は「【問合せ】東邦電気産業基金_団体名」とし、メールにて問い合わせてください)

